

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月7日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米田 憲司

## 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量 令和8年度除雪車両用タイヤチェーン等調達業務 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和8年11月20日（金）まで
- (4) 入札方法

入札は、番号ごと（番号1から4）に紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類の車両部品及び修理」に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 本件調達公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納入することができる者であって、不良品の交換及び修理その他アフターサービスを速やかに提供できる者であること。

## 3 契約担当部局 鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0061

鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地 鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話 0857-20-3641

電子メール tottori\_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年9月7日（月）から同年同月16日（水）までの間にインターネットの鳥取県土整備事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月7日（月）から同年同月16日（水）までの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所 (1)に同じ

(3) 郵便等による入札 不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月30日(水) 入札開始時刻は、番号ごとに、次表のとおり。

| 番号 | 調達内容                                   | 入札開始予定時刻等       |
|----|----------------------------------------|-----------------|
| 1  | 除雪トラック用トリプルタイヤチェーン                     | 午前10時入札、即時開札    |
| 2  | 除雪ドーザ用タイヤチェーン                          | 午前10時10分入札、即時開札 |
| 3  | 除雪車両(ドーザ、ロータリ)用カッティングエッジ、サイドエッジ、シャーペン  | 午前10時20分入札、即時開札 |
| 4  | 除雪トラック用カッティングエッジ、シャーペン、スナップリング、ベースプレート | 午前10時30分入札、即時開札 |

イ 場所

〒680-0061

鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地 鳥取県東部庁舎3階302会議室

#### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書(入札説明書様式第4号)は、業務の名称及び数量並びに入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(入札参加資格確認書(入札説明書様式第1号))等を、4の(1)の場所に令和8年9月16日(水)午後5時までに持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を発注者が指定した期限までに納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いるときは、くじにより決定する。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。